

ぐんま推しナンバープレートの図柄利用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別記「ぐんま推しナンバープレートの図柄」（以下「本件図柄」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「ぐんま推しナンバープレート」とは、地方版図柄入りナンバープレート導入要綱（令和4年4月国土交通省自動車局自動車情報課策定）第3章の規定に基づいて導入された、群馬県の地理的範囲を単位とする地方版図柄入りナンバープレートをいう。

2 この要領において「学校等」とは、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育所、認定こども園、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校、在外教育施設をいう。

3 この要領において、「県の機関」とは、群馬県行政組織規則（昭和32年10月31日規則第71号）に規定する機関をいう。

(利用申請)

第3条 県の機関以外で「本件図柄」を利用しようとする者は、「ぐんま推しナンバープレート」利用申請書（別記様式第1号）を群馬県知事（以下「知事」という。）に提出し、あらかじめ許諾を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 日本国内外の学校等が教育の目的で利用する場合

(2) 日本国内外の報道機関が、報道の目的で利用する場合

(3) 日本国内外のテレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の紙面等の制作者が報道目的以外の放送又は記事等に利用する場合で、群馬県のPRに資すると認められる場合

(4) 著作権法で認められている私的利用の範囲内で利用する場合

(5) その他知事が適当と認める場合

2 利用申請書には次の書類を添えて提出するものとする。

(1) 法人、団体等の場合は、申請者の概要がわかるもの

(2) 利用する物件の見本（カラー画像、レイアウト、原稿等）

(3) その他知事が必要と認める書類

(資格要件)

第4条 前条に基づく利用申請をしようとする者は、以下の各号をすべて満たすものとする。

(1) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）でないこと

(2) 日本国内に所在地を有する者であること。ただし、日本国外に所在地を有するが、知事が適当と認める場合は、この限りでない。

(利用許諾の手続き)

第5条 知事は、第3条の利用申請があった場合には、その内容を審査し、当該利用が「ぐんま推しナンバープレート」の普及並びに観光及び地域振興に寄与すると認めるときは、利用許諾を行うことができる。

(利用許諾の制限)

第6条 知事は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を許諾しないものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

(2) 群馬県の信用又は品位を害するものと認められる場合

- (3) 「ぐんま推しナンバープレート」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (4) 特定の個人、法人、団体、製品等を支援し、もしくは支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがあると認められる場合
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに關する利用と認められる場合
- (6) 申請者が、暴力団員等であることが判明した場合
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を除く。）に規定する営業又はその広告等に利用される場合
- (8) 申請された見本、デザインの修正指示に応じない場合
- (9) その他承認することが不適當であると知事が認めた場合

（利用許諾）

- 第7条 知事は、第3条の利用申請があった場合には、その内容を審査し、利用許諾をする場合は、「ぐんま推しナンバープレート」利用許諾通知書（別記様式第2号）により申請者へ通知するものとする。その際に、知事は「本件図柄」の利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。
- 2 知事は、利用を許諾しない場合は、「ぐんま推しナンバープレート」利用不許諾通知書（別記様式第3号）により、申請者へ通知するものとする。

（利用料）

- 第8条 「本件図柄」の利用料は無料とする。

（利用上の遵守事項）

- 第9条 「本件図柄」を利用する者は、その利用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 利用申請書に記載された利用目的以外に利用しないこと。
 - (2) 定められた色、形状、配色、縦横比等を正しく使用すること。
 - (3) ロゴの一部のみを使用したり、又は変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、知事が必要と認めた場合は、この限りではない。
 - (4) 「本件図柄」を展開または応用利用したデザインであってもその著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、群馬県に帰属することを承知すること。
 - (5) 知事が行う売上調査その他の照会に応じること。

（利用期間）

- 第10条 第3条の利用申請による利用期間については、最長で2年以内とする。ただし、許諾期間内に製造された製品等については、許諾期間満了後にその販売等を行うことは妨げない。
- 2 前項の利用期間満了後においても、引き続き利用するときは、改めて「ぐんま推しナンバープレート」利用申請書（別記様式第1号）を知事に提出し、その許諾を受けなければならない。この場合の扱いは、第5条によるものとする。

（許諾内容の変更等）

- 第11条 申請者が利用許諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ「ぐんま推しナンバープレート」利用変更申請書（別記様式第4号）を知事に提出し、知事の許諾を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の利用変更申請があった場合は、その内容を審査し、許諾の可否を申請者に通知しなければならない。
- 3 知事は、変更許諾をする場合は、「ぐんま推しナンバープレート」利用変更許諾通知書（別記様式第5号）により申請者へ通知するものとする。その際に、知事は「本件図柄」の利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。
- 4 知事は、利用変更を許諾しない場合は、「ぐんま推しナンバープレート」利用変更不許諾通知書（別記様式第6号）により、申請者へ通知するものとする。

(許諾の取り消し等)

- 第12条 知事は、「本件図柄」の利用許諾物件が、この要領又は許諾内容に違反していると認められる場合には、その利用の差止めの請求、又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行うことができる。その場合、利用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。
- 2 「本件図柄」の利用許諾を受けた者が、前項の請求等に従わないときは、知事は、その許諾を取り消すことができる。
- 3 前項の許諾の取り消しは、「ぐんま推しナンバープレート」許諾取消通知書(別記様式第7号)により通知する。
- 4 本条第2項の規定により利用許諾が取り消されたときは、知事は、その損失の補償の責めを負わない。

(情報の公開)

- 第13条 知事は、「本件図柄」の適正な利用と広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用の取消し状況について、情報を公開することができる。

(商品等の提出)

- 第14条 利用許諾を受けた者は、その利用に係る商品等の完成後速やかに完成品の写真(場合により実物)を知事に提出しなければならない。

(責任の制限)

- 第15条 申請者が、「本件図柄」の利用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償または損失の補償等を求められた場合でも、知事は責任の一切を負わない。

(補則)

- 第16条 この要領に定めるもののほか、「本件図柄」の利用に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年10月11日から施行する。

別記（第1条関係） ぐんま推しナンバープレートの図柄

	フルカラー版 (寄付あり)	モノトーン版 (寄付なし)
登録自動車 (自家用)		
登録自動車 (事業用)		
軽自動車 (自家用)		

群馬県知事 様

申請者 郵便番号 〒
所在地
法人名等
役職
氏名

「ぐんま推しナンバープレート」利用申請書

ぐんま推しナンバープレートの図柄利用に関する取扱要領を遵守することを了承の上、下記のとおり、ぐんま推しナンバープレートの図柄を利用したいので許諾してください。

記

利用対象物件名		
利用方法		
利用希望期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
対象物の詳細	販売価格（税抜）又は 製造費用	
	製造数量	
担当者連絡先	部署名： 担当者名： 電話番号： Eメール： ※企業、団体の場合は代表Eメールアドレスを記入してください。	
前回の許諾番号		

【添付書類】

- ①企業、団体等概要書（個人申請の場合は不要）
- ②利用する物件の見本（カラー画像、レイアウト、原稿等）
- ③その他参考になるもの

【誓約書】

次の内容を確認の上、□にレ点を記入して、誓約をお願いします。

- 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しません。
- 前項に反したことにより、貴職がぐんま推しナンバープレートの図柄の利用許諾の取消し等を決定した場合は、その決定に従います。

年 月 日

(申請者) 様

群馬県知事

印

「ぐんま推しナンバープレート」利用許諾通知書

年 月 日 付けで申請のありましたぐんま推しナンバープレートの図柄の利用について、
下記のとおり許諾します。

記

許諾番号、対象物件名	
利用期間	
使用条件	

※上記申請者から申請された内容に限り、申請書に添付された物件見本によるデザイン利用を許諾します。

年 月 日

(申請者) 様

群馬県知事 印

「ぐんま推しナンバープレート」利用不許諾通知書

年 月 日付けで申請のあったぐんま推しナンバープレートの図柄の利用については、
下記の理由により許諾できません。

記

群馬県知事 様

申請者 郵便番号 〒
所在地
法人名等
役職
氏名

「ぐんま推しナンバープレート」利用変更申請書

年 月 日付け許諾番号第 ー 号で許諾を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更事項

(1) 申請者情報

変更項目	変更前	変更後
郵便番号		
所在地		
法人名等		
役職		
氏名		

(2) 利用物件情報

変更項目	変更前	変更後
利用対象物件名		
販売価格又は製造価格		
製造数量		

(3) デザイン 変更あり

2 追加事項

(1) 追加生産

利用物件名	製造数量（追加数量のみ記載）

(2) デザイン 追加あり

担当者連絡先	部署名 : 担当者名 : 電話番号 : Eメール : ※企業、団体の場合は代表Eメールアドレスを記入してください。
--------	---

【添付資料】

- ①企業、団体等概要書（個人申請の場合は不要）※前回提出時から変更がない場合は、省略可能。
- ②利用する物件の見本（カラー画像、レイアウト、原稿等）
- ③その他参考になるもの

年 月 日

(申請者) 様

群馬県知事

印

「ぐんま推しナンバープレート」利用変更許諾通知書

年 月 日 付けで申請のありましたぐんま推しナンバープレートの図柄の利用変更について、下記のとおり許諾します。

記

許諾番号、対象物件名	
変更内容	
使用条件	

※上記申請者から申請された変更内容及び申請書に添付された物件見本によるデザイン利用に限り、利用変更を許諾します。

年 月 日

(申請者) 様

群馬県知事 印

「ぐんま推しナンバープレート」利用変更不承諾通知書

年 月 日付けで申請のあったぐんま推しナンバープレートの図柄の利用変更については、
下記の理由により承諾できません。

記

(申請者) 様

群馬県知事

印

「ぐんま推しナンバープレート」許諾取消通知書

年 月 日付け許諾番号第 ー 号で許諾したぐんま推しナンバープレートの図柄の利用許諾について、下記のとおり取り消します。

記

- 1 利用対象物件
- 2 取消しの理由